

漁業の許可及び取締り等に関する省令第71条第4号の農林水産大臣が  
あらかじめ指定した水域において都道府県知事が許可をすることができる  
船舶の馬力数の最高限度を定める件

令和2年11月16日  
農林水産省告示第2230号

(令和二年十一月十六日)

(農林水産省告示第二千二百三十号)

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第五十七条第七項の規定に基づき、漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和三十八年農林省令第五号)第七十一条第四号の農林水産大臣があらかじめ指定した水域において都道府県知事が許可をすることができる船舶の馬力数の最高限度を次のように定める。

漁業の許可及び取締り等に関する省令第七十一条第四号の農林水産大臣があらかじめ指定した水域において都道府県知事が許可をすることができる船舶の馬力数の最高限度は、次の表の上欄に掲げる知事許可漁業及び同表の中欄に掲げる海域ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

知事許可漁業	海域	船舶の馬力数の最高限度
第一 小型機船 底びき網漁業 (第二に掲げる 漁業を除く。)	一 漁業法施行令(昭和三十五年政令第三十号)第十六条の表瀬戸内海の項下欄に掲げる海域(以下「瀬戸内海」という。)(次号に掲げる海域を除く。)	四十八キロワット(十五)
	二 瀬戸内海のうち、次に掲げる点を順次に結ぶ線以南の海域 イ 徳島県鳴門市中瀬灯標中心点(以下「中瀬灯標中心点」という。) ロ 徳島県徳島市オ亀磯灯標中心点(以下「オ亀磯灯標中心点」という。))と和歌山県和歌山市紀ノ川河口左岸(以下「紀ノ川河口左岸」という。))とを結ぶ線と中瀬灯標中心点と和歌山県日高郡日ノ御埼大倉礁中心点とを結ぶ線との交点	九十三キロワット(三十) ただし、総トン数十トン未満の船舶にあつては、八十キロワット(二十五)

	<p>ハ 紀ノ川河口左岸とオ亀磯灯標中心点とを結ぶ線と和歌山県和歌山市虎島頂上(以下「虎島頂上」という。)と徳島県阿南市前島西端(以下「前島西端」という。)とを結ぶ線との交点</p> <p>ニ 和歌山県和歌山市田倉崎突端(以下「田倉崎突端」という。)と兵庫県南あわじ市沼島南端とを結ぶ線と虎島頂上と前島西端とを結ぶ線との交点</p> <p>ホ 田倉崎突端</p>	
	<p>三 千葉県富津市富津州突端から第一海堡中心点、第二海堡中心点、北緯三十五度十七分十六秒東経百三十九度四十四分十三秒の点を経て神奈川県横須賀市観音崎突端に至る線及び陸岸により囲まれた海域</p>	八十キロワット(二十五)
第二 手繰第一種漁業	<p>一 瀬戸内海</p>	四十八キロワット(十五)
	<p>二 千葉県富津市富津州突端から第一海堡中心点、第二海堡中心点、北緯三十五度十七分十六秒東経百三十九度四十四分十三秒の点を経て神奈川県横須賀市観音崎突端に至る線及び陸岸により囲まれた海域</p>	八十キロワット(二十五)
第三 瀬戸内海機船船びき網漁業	瀬戸内海	百四十三キロワット(五十)

備考 船舶の馬力数の最高限度の欄中( )内の数は、漁船法施行規則の一部を改正する省令(平成十三年農林水産省令第百五十三号)附則第二条第一項及び第二項の規定により推進機関の馬力数がなお従前の例によることとされる船舶の推進機関に適用する。

附 則

- 1 この告示は、漁業法等の一部を改正する等の法律(平成三十年法律第九十五号)の施行の日(令和二年十二月一日)から施行する。
- 2 次に掲げる告示は、廃止する。

- 一 昭和三十八年二月一日農林省告示第九十一号(瀬戸内海機船船びき網漁業につき、海域及びその海域につき漁業法第六十六条第一項の許可をすることができる船舶の馬力数の最高限度を定める件)
- 二 昭和三十八年四月十九日農林省告示第五百号(小型機船底びき網漁業につき、海域及びその海域において許可をすることができる船舶の馬力数の最高限度を定める等の件)
- 三 平成十四年六月二十八日農林水産省告示第千二百十一号(中型まき網漁業につき、海域及びその海域において許可をすることができる船舶の馬力数の最高限度を定める件)